

福島県と国立大学法人東京大学との包括連携に関する協定書

令和4年3月9日

福島県（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学（以下「乙」という。）は、次のとおり合意したので、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、福島県の復興の進捗に伴い発生する新たな課題に迅速かつ的確に対応し、しなやかで活力にあふれる豊かな地域社会の形成、発展に寄与するため、相互に連携・協力することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について、相互に連携・協力する。

- （1）福島イノベーション・コースト構想の推進に関する事
 - （2）福島県の復興に関する事
 - （3）福島県の地域活性化に関する事
 - （4）その他本協定の目的を達成するために必要な事項に関する事
- 2 前項各号の具体的な内容及び実施方法については、甲乙両方で協議し定めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了前までに甲乙いずれからも書面による意思表示がないときは、本協定は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各1通を保管する。

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

内堀雅雄

乙 東京都文京区本郷七丁目3番1号
国立大学法人東京大学
総長

藤井輝夫